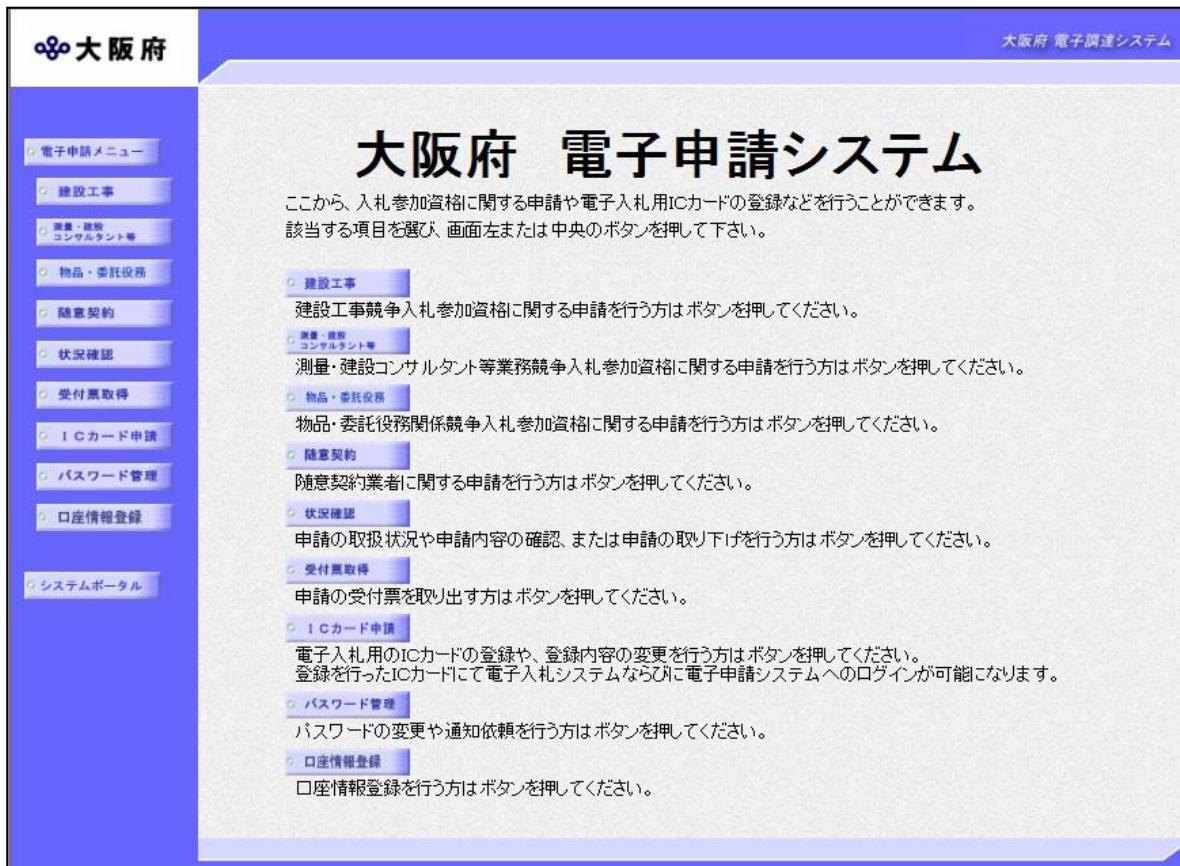


第1章 共通操作

1. メニュー画面

1) 大阪府 電子申請システムメニュー画面



- ◆ 物品・委託役務関係競争入札参加資格申請を行う場合は、**物品・委託役務**をクリックします。
- ◆ 隨意契約業者に関する申請を行う場合は、**随意契約**をクリックします。
- ◆ 申請の確認を行う場合、または申請された申請書の取下げを行う場合は、**状況確認**をクリックします。
- ◆ 申請の受付票取得を行う場合は、**受付票取得**をクリックします。
- ◆ 口座情報登録を行う場合は、**口座情報登録**をクリックします。
- ◆ 電子申請システムメニュー画面に戻る場合は、画面左の**電子申請メニュー**をクリックします。
- ◆ システムポータル画面に戻る場合は、画面左の**システムポータル**をクリックします。

2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請

大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請

新規申請（初めて登録する方）

新規申請（登録履歴のある方）

変更申請

戻る

物品・委託役務関係競争入札参加資格の新規申請、変更申請を行うことができます。

申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

戻るをクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。



申請について

新規申請 …… 新規申請には、2種類あります。それぞれの意味は次のとおりです。

- ・**新規申請（初めて登録する方）**

これまで府の入札参加登録（建設工事、物品関係、請負契約業務）のない方が資格登録する際はこちらから入力します。

- ・**新規申請（登録履歴のある方）**

既に資格登録している方はこちらから入力します。

通知済みのID・パスワードもしくは登録済みICカードが必要です。

変更申請 …… 既に申請した内容の変更、追加、または登録を辞退する場合もこちらから入力します。

郵送書類一覧… 申請に必要な書類をご覧になる場合はこちらをクリックして下さい。

「業の許可・資格が必要な申請種目一覧表」… 委託役務関係の申請種別に関連する資格証明書の一覧についてはこちらをクリックして下さい。

3) 隨意契約業者登録 登録申請

大阪府

大阪府 電子調達システム

随意契約業者登録 登録申請

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品・委託役務」のいずれの入札参加資格もない場合で、随意契約等により府の契約の相手方となる方が登録申請を行うことができます。
申請を行わない方は「戻る」ボタンを押して下さい。

委託役務随意契約業者 登録申請

委託役務随意契約業者の契約先等の登録を行う方は、以下の項目から選んでください

【新規申請】

現在、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも有効な入札参加資格の登録がない方で、大阪府の負担金協定・工事等随意契約及び委託役務随意契約業者の契約先等の登録のない方は、こちらから申請を行ってください。
なお、この委託役務随意契約業者の登録をもって、大阪府発注の入札に参加できるものではありません。
※この申請は、大阪府より登録申請の指示があった場合のみ行ってください。

□ 新規申請(資格登録の経験なし)

これまで大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも入札参加資格申請を行ったことがない方で、はじめて委託役務随意契約業者登録を行う場合は、こちらから申請を行ってください。
すでに登録されている契約先等と異なる契約先等(営業所等)を追加して登録する必要がある場合は、こちらから申請を行ってください。

□ 新規申請(資格登録の経験あり)

現在有効ではないが、過去に大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれかの入札参加資格を取得したことのある方(※ID、パスワードを取得されている方)は、こちらから申請を行ってください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

【変更申請】

委託役務随意契約業者の契約先等の登録内容の変更を行う方は、以下の項目から選んでください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

□ 変更申請

商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関する変更を行う方はこちら

□ 登録辞退

委託役務随意契約業者の契約先等の登録の辞退を行う方はこちら

負担金協定・工事等随意契約 登録申請

負担金協定・工事等随意契約の契約先等(協定の相手方を含む)の登録を行う方は、以下の項目から選んでください。

【新規申請】

現在、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも有効な入札参加資格の登録がない方で、大阪府の負担金協定・工事等随意契約及び委託役務随意契約業者の契約先等の登録のない方は、こちらから申請を行ってください。
なお、この負担金協定・工事等随意契約の登録をもって、大阪府発注の入札に参加できるものではありません。
※この申請は、大阪府より登録申請の指示があった場合のみ行ってください。

□ 新規申請(資格登録の経験なし)

これまで大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれにも入札参加資格申請を行ったことがない方で、はじめて負担金協定・工事等随意契約の登録を行う場合は、こちらから申請を行ってください。
すでに登録されている契約先等と異なる契約先等(営業所等)を追加して登録する必要がある場合は、こちらから申請を行ってください。

□ 新規申請(資格登録の経験あり)

現在有効ではないが、過去に大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務のいずれかの入札参加資格を取得したことのある方(※ID、パスワードを取得されている方)は、こちらから申請を行ってください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

【変更申請】

負担金協定・工事等随意契約の契約先等の登録内容の変更を行う方は、以下の項目から選んでください。
※ユーザーID・パスワードが必要です。

□ 変更申請

商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関する変更を行う方はこちら

□ 登録辞退

負担金協定・工事等随意契約の契約先等の登録の辞退を行う方はこちら

戻る

随意契約等により府の契約相手方となる方が登録申請を行うことができます。
申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

「戻る」をクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。